

全植検協第 6 回定時社員総会を開催

当協会の第 6 回定時社員総会は、6 月 1 4 日東京都荒川区内のホテルラングウッドで開催された。今回の総会では、平成 2 8 年度事業報告及び決算報告の承認、任期満了に伴う役員の選任、役員報酬、会費徴収規程の一部改正等が議事として取り上げられた。また、総会終了後に功労者 7 名、永年勤続者 1 名の表彰が行われた。総会における農林水産省植物防疫課小林防疫対策室長、小野横浜植物防疫所長及び当協会会長の挨拶は以下のとおり。

○ 農林水産省植物防疫課 小林室長挨拶

農林水産省防疫対策室長の小林です。4 月に着任。新規ポストであり、輸入検疫、緊急防除などの国内検疫及び発生予察や航空防除などの国内検疫の 3 分野、いわば守りの部分を担当。

本日は、定時社員総会の開催おめでとうございます。また、ご出席の皆様におかれましては、日頃より、輸出入検疫の円滑な執行、あるいは受検体制の整備や制度の周知など、輸出入検疫に関する多様な業務にご尽力いただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

私からは、最近の植物検疫を巡る状況と、これに関連するお願いや、お伝えしておきたい事項を若干お話しさせていただければと思います。

一点目は、今年度より開始した輸出サポート体制整備事業です。皆様ご存じのように、農水省では、平成 3 1 年度における農林水産物・食品の輸出額の 1 兆円目標の達成に向け、昨年 5 月に策定した輸出力強化戦略に基づき、輸出拡大に向けた様々な取り組みを進めているところです。

本事業は、輸出に取り組む産地や事業者が輸出先国の規制に対応した生産や流通体制を構築するため、国が専門家を派遣して技術的なサポートを行うというもの。貴協会におかれましては、事業実施主体としてご尽力いただいております。既に専門家の派遣やカルテの作成などの成果が出てきているところと聞いており、非常に心強く思っているところです。

我々としては、輸出相手国、品目の拡大に向け、産地や輸出者の要望を踏まえつつ二国間協議を進めているところです。皆様におかれましては、これ

らにより開いている窓を通して少しでも多くの輸出がなされるよう、引き続き本事業の推進にご尽力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

二点目は、検疫有害動植物の整理とこれに伴う検疫措置の設定に関する取り組みです。先程来 4 次改正という言葉が出ていますが、これに関するものです。私どもは、植物検疫制度に関する国際的な流れを受け、平成 2 3 年度以後、病害虫のリスク分析を行い、暫定的に検疫有害動植物に位置づけられているものについて、検疫対象と検疫対象外のものに分け、検疫対象になったものに対応する措置の導入を進めてきているところです。これらの改正に伴う現場の対応を円滑に進めるためには、関係者の皆様への十分な周知が重要であり、我々としては、現場の防疫官や相手国への周知に努めているところですが、貴協会におきましても、関係者への周知について、引き続きご協力をお願いいたします。

なお、この検疫措置の改正の取り組みについては、今後は、これまでの 4 次にわたる改正のような規模の大きなものを行う予定はありませんが、各国における病害虫の発生情報などに基づいた小規模な改正などは引き続き継続していくこととなりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

三点目は、臭化メチルの残留基準値設定に向けた動きへの対応です。農薬の残留基準がポジティブリスト制に移行した際、臭化メチルについては、暫定基準値が設定され、今後、正式な基準設定のための食品健康影響評価が行われることになっています。

食品健康影響評価は、厚生労働省から食品安全委員会への諮問に基づいて開始されることになっており、この諮問のタイミングがいつになるかは未だ定かではありませんが、正式な基準が設定された場合、いくつかの品目において検疫くん蒸後の残留値が基準値を超えてしまう可能性があることから、現在、臭化メチルに代えてヨウ化メチルをくん蒸剤として利用できるよう、農薬登録の対象作物拡大に向けた試験を進めているところです。これらの取り組みについても、関係者の方々

への周知が重要ですので、引き続きご対応方よろしくをお願いいたします。

以上、植物検疫をめぐる最近の動きとお願いしたい事項についてお話をさせていただきました。お願いすることばかりで恐縮でございますが、今後とも、皆様との緊密な連携の下、植物検疫に関する業務を円滑に、かつ効果的に進めて参りたいと考えていますので、引き続き、ご理解とご協力のほどお願い申し上げ、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○ 横浜植物防疫所 小野所長挨拶

1. 本日は（一社）全国植物検疫協会第6回定時社員総会に参加させていただき、ありがとうございます。また、先ほど総会が滞りなく終了したことお慶び申し上げます。ご出席の皆様には、日頃から植物防疫所の業務の円滑な実施と推進にご理解とご協力を賜り感謝いたします。本席をお借りして厚くお礼申し上げます。植物防疫所におきましては、今年度も引き続き、迅速かつ適切に植物検疫業務を行って参る所存ですので、どうぞ宜しくお願いいたします。

2. この機会に、最近の植物防疫所の業務状況を説明いたします。平成 28 年 1 月～12 月までの全国における輸入検査実績は、平成 27 年との数量比ですが、

①増加したのは、切花、生果実、野菜、肥飼料・その他雑品

②減少したのは、苗類、種子類、まめ類でした。

3. それから、植物検疫関係では様々な動きがありますので紹介します。

(1) まず、第 4 次改正についてですが、先ほど植物防疫課からお話がありましており本改正のうち施行されていなかった、輸出国での栽培地検査を要求する検疫措置（植物防疫法施行規則別表 1 の 2）に係る改正部分について、本年 5 月 24 日から施行され、同日検査分から新たに輸出国で栽培地検査を行い、植物検疫証明書に追記が必要になりました。植物防疫所のホームページでは、4 次改正の内容や栽培地検査が必要な国や地域を容易に確認できるように整備しておりますので、活用していただければと思います。

(2) 所要の検疫措置を条件に輸入禁止植物の輸入を認める、いわゆる「条件付き輸入解禁」についてですが、昨年は、9 月にカナダ産とうがらし

属植物の生果実、12 月に台湾産いんどなつめ生果実、本年 1 月にはベトナム産赤肉種ドラゴンフルーツ生果実の輸入解禁が行なわれました。

(3) 一方、輸出力強化についてですが、ご承知のように、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年 5 月）では、1 兆円の達成目標を「可能な限り早期に達成する」との方針を掲げています。植物防疫所も種々取り組んでいます。

このような中、カナダ向けリンゴ生果実について、昨年 10 月に全品種が解禁されるとともに、翌 11 月には携行品での輸出が解禁となりました。また、本年 1 月にはベトナム向けなし生果実が解禁されました。さらに、植物防疫所では、よりきめ細かな対応として、

①諸外国の検疫条件について輸出産地等に情報提供を行い、また、輸出相談窓口を設けており、②栽培地・集荷地・市場での輸出検査の体制強化を図っています。③訪日外国人が我が国農産物をお土産として持ち帰る際の輸出検査の利便性を考慮し、国際空港のチェックインカウンター付近に検査カウンターを整備しているところです。

(4) 国内検疫では、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除を昨年 10 月から開始しておりますが、当該防除では、馬鈴薯に加え、てんさい等の収穫物についても、移動に際して植物防疫官が本線虫のまん延のおそれがないことを検査する等、まん延防止を図っております。また、平成 22 年から緊急防除を実施しているウメ輪紋ウイルス (PPV) についても、引き続き根絶に向けて取り組んでいます。

4. 農業の食品健康影響評価に向けた動きについてですが、検疫くん蒸剤の食品健康影響評価に対応するため、各種くん蒸剤のデータ整備を進めて

おります。

なお、穀類等から発見されるグラナリアコクゾウムシに対する新たなリン化アルミニウムによる消毒基準の早期の確立に向け、試験等にも取り組み、その結果を調査研究報告にて公表しております。

5. 組織・定員については、今年度は、訪日外国人旅行客 4000 万人に向けた携行手荷物の輸出入検疫の体制強化として、新千歳空港出張所、成

田支所、羽田空港支所、中部空港支所、関西空港支所及び福岡空港出張所などで新規増員が認められ、植物防疫所の定員は 1,024 人となりました。

6. 以上、簡単に動向を説明させていただきましたが、結びに、全国植物検疫協会、並びにご出席の皆様方の益々のご発展をお祈りするとともに、植物検疫への一層のご理解とご協力をお願いして挨拶いたします。

○ 花島協会長挨拶

本日は、一般社団法人全国植物検疫協会第 6 回定時社員総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

農林水産省植物防疫課からは、小林室長・中川係長、横浜植物防疫所からは小野所長のご出席をいただきまして、誠にありがたく存じます。後ほど、植物防疫を巡る情勢などをお話いただければ幸いです。

さて、国際情勢に目を向けると不透明感と緊張感が増している状況下であろうかと思います。不透明感としては、米国トランプ政権の TPP 離脱宣言と二国間協議を優先させる方針転換や英国の EU 離脱等が上げられます。緊張感を煽る事象としては、北朝鮮のミサイル発射や世界各地でのテロ行為、イスラム国の動き等が上げられます。一方、国内農政に目を向けると、農林水産物輸出総額 1 兆円超の政府目標に関し、昨年は 7,500 億円に達したとの報告がなされている状況にあります。当協会も輸出のサポート体制を整備する事業を本年 4 月農林水産省と委託契約を結び、本年度から活動をスタートさせましたので、会員各位の協力をお願いします。

また、本年 5 月 24 日に完全施行された植物検疫制度の第 4 次改正については、その影響について分析して対処する必要があります。

当協会は、平成 24 年 3 月に一般社団法人への移行認可書を受領し、4 月 1 日に登記の手続きを行い、本年 6 年目を迎えることとなりました。これもひとえに会員各位のご協力の賜であり、深く感謝申し上げます。

平成 29 年度事業については、本年度事業計画に基づき適切に事業運営を行って参ります。

本総会では、平成 28 年度事業報告及び決算報告に関する件、任期満了に伴う役員の選任に関する件、役員の報酬に関する件及び会費徴収規程の一部改正に関する件につき、ご審議をお願いいたします。さらに、平成 29 年度事業計画と収支（増減）予算に関する件、平成 28 年度公益目的支出計画実施報告書の提出に関する件について報告を予定しております。

最後となりますが、皆様の特段のご理解、ご協力を得て、円滑なご審議をお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

功労者・永年勤続者の表彰が行われる

第 6 回定時社員総会終了後、当協会の運営に功労のあった次の役員及び会員協会の永年勤続者の方々に花島会長から賞状等が授与された。

【功労者表彰】

渡辺喜久 前東京植物検疫協会会長

- 西尾忠久 前清水植物検疫協会会長
- 阿部正則 前（一社）神戸植物検疫協会会長
- 柴 秀木 前伏木富山新港植物検疫協会会長
- 橋岡俊一 前小樽石狩植物検疫協会常務理事
- 近藤立弥 前（一社）大阪植物検疫協会会長
- 坂田康朗 前（一社）京葉地区植物検疫協会理事長
- 猪又 紀子 横浜植物防疫協会

全植検協新役員決まる

第 6 回定時社員総会において、任期満了に伴う役員の選任が行われ、次の方々が次期役員に就任された。

- 会 長 花島 陽治 横浜植物防疫協会会長
- 副会長 奥村 隆 東京植物検疫協会会長
- 副会長 大杉 誠 東海地区植物検疫協会会長
- 副会長 堀田安紀（一社）神戸植物検疫協会会長
- 副会長 齊藤 登（一社）全国植物検疫協会（兼専務理事）
- 理事 戸嶋祐司 小樽石狩植物検疫協会常務理事
- 理事 尾形和雄 宮城植物検疫協会専務理事

- 理事 永井弘明（一社）新潟植物検疫協会会長
- 理事 今泉榮壽 横浜植物防疫協会常務理事
- 理事 早乙女淳（一社）農林水産航空協会常務理事
- 理事 岡村元紀 清水植物検疫協会会長
- 理事 大門督幸 伏木富山新港植物検疫協会会長
- 理事 永仮建裕（一社）大阪植物検疫協会会長
- 理事 吉岡正三（一社）神戸植物検疫協会理事
- 理事 田丸直文（一社）広島植物検疫協会会長
- 理事 西川麻美（一社）香川県植物検疫協会会長
- 理事 高山睦雄 九州植物検疫協会常務理事
- 監事 藤井健一（一社）京葉地区植物検疫協会理事長
- 監事 埜下 保（一社）岡山県植物検疫協会会長

.....

輸出先国の規制に対応するためのサポート事業の相談窓口を設置

当協会では、農林水産省の委託を受けて本事業を実施しています。輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者などのみなさんの要望に応じて、植物検疫や農薬残留等の専門家を派遣します。農産物の輸出を検討され、その手続き等でお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

サポート事務局：一般社団法人全国植物検疫協会内

TEL 070-1187-1520 FAX 03-5294-1525
 Email support@zenshoku-kyo.or.jp
 URL http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/

サポート事業の相談窓口は当協会の他、次の各地域にも相談窓口を設置しています。

ブロック名	相談窓口		連絡先
北海道地区	(一社) 釧路植物検疫協会内	釧路市	070-1495-7273
	小樽石狩植物検疫協会内	小樽市	070-1548-6147
	(一社) 室苫植物検疫協会内	苫小牧市	070-1359-2925
東北地区	酒田植物検疫協会内	酒田市	070-3176-8427
関東地区	(一社) 京葉地区植物検疫協会内	千葉市	070-1373-8077
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内	高岡市	070-1461-5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内	名古屋市	070-1502-9038
近畿地区	(一社) 神戸植物検疫協会内	神戸市	070-1186-2975
	和歌山植物輸出入検疫協会内	和歌山市	070-1403-9276
中国地区	(一社) 岡山県植物検疫協会内	倉敷市	070-1398-2752
	(一社) 広島県東部植物検疫協会内	福山市	070-1499-7759
	(一社) 広島植物検疫協会内	広島市	070-1434-4575
四国地区	(一社) 香川県植物検疫協会内	坂出市	070-1461-6169
	(一社) 高知県植物検疫協会内	高知市	070-1410-6814
九州地区	九州植物検疫協会内	北九州市	070-1452-6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内	浦添市	070-1556-4312

~~~~~ 事務局便り ~~~~~

**【今後の予定】**

- 植物検疫くん蒸安全旬間ポスター圖案募集：平成29年8月
- 植物検疫くん蒸安全旬間ポスター選考委員会：平成29年9月
- 全国研修：平成30年2月（予定）

**【編集後記】**

当協会では農産物の輸出に係るサポート事業を開始しています。既に長野県、山梨県、岐阜県、静岡県等において、輸出の相談にのるなどサポートを実施しています。